

札子施第 2358 号  
平成 31 年（2019 年）2 月 13 日

各施設長 様

札幌市子ども未来局  
支援制度担当部長

幼稚園および認定こども園（1号）において主幹（保育）教諭等専任化  
に伴い代替教諭を配置する場合の職員数算定について（通知）

日ごろより札幌市の教育・保育行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

幼稚園および認定こども園（1号）においては、主幹（保育）教諭等を専任化し代替教諭を配置する際は、教育時間や勤務時間を考慮してその職員数を算出いただいているところです。しかしながら、算出方法の問い合わせが多いこと、また、一部の施設ではその配置職員数が実態とかい離している状況が見受けられます。

つきましては、代替教諭配置における職員数の算出については下記のとおりといたしますのでご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 代替教諭配置における職員数の算出について

主幹（保育）教諭（認定こども園は1号認定児童に係る主幹保育教諭）の専任化に伴い代替教諭を配置する場合は、教育時間及び勤務時間を考慮して算出してください。

これまでは代替教諭の配置職員数に下限を設けておりませんでした。が、**平成31年4月からはひと月当たりの下限を0.5人とします**ので配置数の算出にはご留意ください。

2 実際の加算申請時の取り扱い

(1) 幼稚園の場合

加算調整項目申請書のうち別紙様式3の「主幹教諭等専任加算を受けるために必要な代替教諭等の人数(1人)⑥」の欄に記載する職員数を教育時間や勤務時間を考慮し0.5～1.0人としてください。

(2) 認定こども園の場合

加算調整項目申請書のうち別紙様式3の「主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等の人数(2人)⑫」の欄に記載する職員数のうち、1号児童に係る代替職員数を教育時間や勤務時間を考慮し0.5～1.0人としてください。

### 3 問合せ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課給付係

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-3027